

香川県教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第1号**

香川県教育センター規則の一部を改正する規則

香川県教育センター規則（昭和46年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 教育研究課</u></p> <p><u>(3) 教職員研修課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>教育委員会事務局職員、学校事務職員等</u>に対する研修に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 <u>教育研究課</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>教職員研修課</u>は、<u>教育関係職員</u>に対する研修に関する事務（<u>他課の所掌に属するものを除く。</u>）をつかさどる。</p> <p>4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 教育センターに、次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 研究開発課</u></p> <p><u>(3) 研修企画課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>教育委員会事務局職員及び学校事務職員</u>に対する研修に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 <u>研究開発課</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>研修企画課</u>は、<u>教育職員</u>に対する研修に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。